

平成16年2月

食肉処理・販売業者のみなさまへ

農林水産省 農政事務所
消費・安全部安全管理課長

食肉処理残さからの牛せき柱除去のお願い

牛海綿状脳症（BSE）の発生を防止するため、本年1月15日付けで飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）を改正し、牛のせき柱を含んだ原料から作った飼料（動物性油脂）や肥料（蒸製骨粉等）の製造を禁止することとしました。

これに伴い、食肉処理・販売業者（以下「食肉業者」という。）の方は、肥料や飼料用油脂の原料となる食肉処理残さに牛せき柱が混ざることのないように分離していただくとともに、そのことについて化製業者との間で契約を結んでいただく必要があります（食肉業者から食肉処理残さを収集・運搬し、化製業者に引き渡す事業を行っている業者（以下「収集業者」という。）が間に入る場合は、食肉業者と収集業者の間及び収集業者と化製業者の間での契約も同様に必要となります。）

つきましては、下記の事柄に御留意の上御協力いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

記

- 1 牛のせき柱を含む肉を取り扱っておられる方におかれましては、飼料用動物性油脂及び肥料の原料となる食肉処理残さにせき柱が混ざらない作業体制を整備し、別添1「食肉業者における体制整備チェックリスト」の全ての事項について適合していることの確認をお願いします（なお、チェックリストの4にある作業マニュアルについては、別添2を参考に作成して下さい。）

2 また、化製業者、食肉業者及び収集業者（以下「関係業者」という。）
の間で日を指定して、その日以降、牛せき柱を含まない食肉処理残さ
を供給する旨の契約（別添3参照）を結んでください。

3 なお、牛せき柱を含まない食肉（鶏肉、豚肉及び骨が付いていない
牛の部分肉）のみを取り扱っている食肉業者におかれては、1及び2
に代えて、関係業者の間で牛せき柱を含まない食肉のみを扱っている
旨を記載した確認書（別添4）を取り交わして頂くようをお願いしま
す。

4 1～3を終えた後に、化製業者又は収集業者が食肉業者を訪れ、上
記2の契約書や3の確認書の内容が守られていることを確認させてい
ただきますが、その場合に当事務所の職員が同行させていただくこ
とがあります。

5 安心・安全な食肉を安定的に生産するためには、牛せき柱の入らな
い原料を資源として活用し、飼料を安定的に供給することが重要です。

これには、牛せき柱を含んでいる飼料・肥料の製造が本年5月1日
から禁止されるので、この日までに、飼料用油脂については、配合飼
料製造業者の在庫を含め、せき柱が原料に含まれないものと置き換え
る必要があります。

このため、上記1から3については、次の点に御留意いただくよう
お願いします（牛せき柱の利用規制に向けた全体のスケジュールは別
添5のとおりです。）

(1) 1の作業体制の整備、2の契約の締結及び3の確認書の提出は、
本年2月中を目途に完了するようにして下さい。

(2) 2の契約において関係業者の間で指定する日は本年3月15日を
超えることのないようにして下さい。

担当： 農政事務所消費・安全部安全管理課
係

TEL

FAX

(添付資料等)

- 別添 1 [食肉業者における体制整備チェックリスト](#)
- 別添 2 [牛せき柱の分別管理のための作業マニュアル\(例\)](#)
- 別添 3 [関係業者間の契約書\(例\)](#)
- 別添 4 [牛せき柱を含まない食肉のみを取り扱っている事業者での確認書\(例\)](#)
- 別添 5 [牛せき柱の利用規制に向けた対応スケジュール](#)
- 参 考 [牛のせき柱を含む飼料、肥料等の取扱い等について\(平成15年12月26日付け15消安第4553号農林水産省消費・安全局長通知\)\(抜粋\)](#)

参考の詳細については、農林水産省ホームページ
(<http://www.maff.go.jp/www/press/press.html>)により12月26日付けのプレスリリースをご確認下さい。